

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第4条に基づき、本県のスポーツ振興のため功績の顕著な個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類と対象)

第2条 表彰の種類と対象者は、次のとおりとする。

(1) 感謝状

本協会加盟団体長を辞任した者。

(2) 功労章

本協会加盟団体にあって、20年以上当該団体の運営又はスポーツの技術指導に貢献した者。

但し、原則として各団体1名とする。

(3) 優秀選手賞

① 本協会加盟団体の登記、登録競技者であって、全国的競技大会に出場し、優勝した者。
但し、国民体育大会を除く。

② オリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会、アジア選手権大会に日本を代表して出場した者。

③ 上記②以外の国際競技大会に日本を代表して出場し、3位以内に入賞した者。

④ 日本新記録又は世界新記録を樹立した者。

⑤ その他特別表彰に値する貢献があった者。

(4) 奨励賞

千葉県内の小学校及び団体に在籍する児童で、全国的競技大会に出場し優勝した者。

但し、県内の団体に所属し、隣接都県の小学校に在籍する者については、当該県体育・スポーツ協会と協議し対応する。

(表彰年度)

第3条 表彰は、毎年これを行うものとし、表彰年度は、前年9月1日から当該年8月31日までとする。

(表彰方法)

第4条 表彰の方法は、次のとおりとする。

(1) 感謝状及び功労章

別記様式2による表彰状並びに功労章を会長が授与する。

(2) 優秀選手賞

別記様式3による表彰状並びに優秀選手賞を会長が授与する。

(3) 奨励賞

別記様式4による表彰状並びに奨励賞を会長が授与する。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、次のとおりとする。

(1) 本協会加盟団体長は、第2条第1項各号による該当者について、別記様式1（1-1～1-4）による推薦書類を作成し、理事長に提出する。

(2) 理事長は、前号により推薦された者について、理事会に諮った後、表彰者を決定する。

第6条 被表彰者が表彰を受けた者として相応しくない行為があった場合は、表彰を取り消すことがある。

(雑則)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月21日理事会議決）

2 平成31年4月1日 一部改訂

3 令和4年3月25日 一部改訂

優秀選手賞、奨励賞選考基準（内規）

規程でいう、全国的競技大会とは原則として、中央競技団体（学校体育関係は、全国を統轄する学校体育団体）の主催する大会とする。

- 1 全国的大競技大会が多岐にわたり、今後も増加する傾向にあるが、表彰対象大会は、直接競技力向上に資するものであること。
- 2 中央競技団体の主催する、最高権威としての全日本選手権大会に年齢別のあるものは対象とし、社会人、実業団、労働者等の職種別選手権大会は対象としない。
- 3 所謂、生涯体育の一環と思われる全国大会は対象としない。
- 4 第2条第1項第3号③の国際競技大会で、親善や強化を目的とした定期戦、遠征等の国際交流は対象としない。

注1 全日本学生選手権大会は個人、団体とも対象としない（了解事項）。

注2 中央競技団体が主催する、格技における全国練成大会は、（内規）1の競技力向上に資すると解し、対象とする。